

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぱう

平成25年  
(2013年) 11月25日

第1887号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
句報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

## 地方法人課税と 自動車関係税制

## 検討会で報告書

政府の地方財政審議会の下に設置されている「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が11月6日、それぞれ報告書をまとめ公表した。▼2・3面に概要

法人課税検討会は、地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定(24年3月30日)を踏まえ設置されて

いる。地方法人特別税の抜本の見直しに向け検討するとともに、地域間の税源偏在の是正に向け、課税のあり方等について幅広く検討してきた。一方、自動車税制検討会は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律を踏まえ、

25年度与党税制改正大綱で示された自動車関係税制の見直しを図るため、25年5月の設置から10回にわたり専門的な見地で検討を重ねてきた。法人課税検討会では自治体間の偏在是正を打ち出し、自動車税制検討会では代替税源の確保策を提案した。

事項実現に向け、森岡・委員長、阿部欽一郎・副委員長(石巻市)、北詰勝之・副委員長(西脇市)は実行運動班を編成。吉川貴盛・農林水産副大臣、磯崎仁彦・経済産業大臣、事務次官に相次いで面談し協力を要請した。各委員も会議終了後には地元選出の国会議員を中心に要請した。

## 要望とりまとめ運動

産経委

産業経済委員会(委員長 森岡聰子・笠岡市議会議長)は11月7日、東京・全国都市会館で第148回委員会を開催した。

当日は経済産業施策に関する要望を決定した。要望は▽農業振興対策▽林業振興対策

▽水産業振興対策▽農林水産業共通対策▽食の安全及び消費者の信頼確保対策▽TPP等貿易交渉について▽中小企業振興対策等▽資源・エネルギー対策の8項目から構成

される。あわせて、11月6日に開催された本会の第95回評議員会で決定され、各委員会へ付託された「東日本大震災からの早期復旧・復興及び原子力発電所災害に関する要望」を協議し、原案のとおり決定した。

当日は農林水産省大臣官房の山口英彰・予算課長から「平成26年度農林水産予算の概算要求について」、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部の高科淳・政策課長から「省エネルギー・新エネルギー関連施策の重点」と題する説明を聴取した。



あいさつする森岡聰子・委員長  
【上】吉川貴盛・農林水産副大臣に対し要望  
【下】磯崎仁彦・経済産業大臣政務官に対し要望



全国公営交通事業都市議長会(会長 須見矩明・徳島市議会議議長)は11月8日に東京・都市センターホテルで第81回総会(臨時総会)を開催した。

当日は同議長会の今後のあり方などを協議。同議長会では公営交通事業の民間委託な

## 25年度限りで解散へ

公営交通  
会  
議  
長

どで、議長会加盟市数が減少。脱退に伴い各市からの負担金



あいさつする須見矩明・会長

も減少し、会務の運営に困難をきたしていた。このため、総会では年度末である26年3月末日をもって解散することを決定。今後、公営交通事業に関連する要望事項は本会の地方財政委員会、建設運輸委員会などへ対応を要請する。同議長会決算は3月末日に会長監査を行い、結果を各加盟市へ送付。残額が生じた場合は本会へ返還する。

政府の地方財政審議会(会長 神野直彦・東京大学名誉教授)の下に設置された「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が11月6日、それぞれ報告書を公表した。

法人課税検討会の報告書では、現状を認識し課題を炙り出したうえで▽税源の偏在性▽是正方策と課税のあり方▽抜本的な見直し▽検討課題を列記した。自動車税制検討会の報告書では、検討の前提状況を確認したのち▽基本的な方向性▽課税に対する提案▽経過措置などを掲げた。

# 地方法人課税と自動車関係税制で 検討会が報告書 地方税収適正化の方策を探る

税制抜本改革法に基づき来年から消費税と地方消費税の税率が引き上げられ、偏在性の小さい地方消費税が充実するように見える。しかし実質的に交付団体では、社会保障・税一体改革に伴う社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の増収が、臨時財政対策債等の減少で相殺されると報告書は指摘する。不交付団体では、そのまま財源超過額の増となり、基準財政需要額に対する財源超過額の割合などで示される財政力指数

## 地方法人課税の報告書

が、交付団体と不交付団体との間で拡大するのではないかと報告書では懸念している。検討会では指摘や懸念する意見を踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度を白紙に戻し

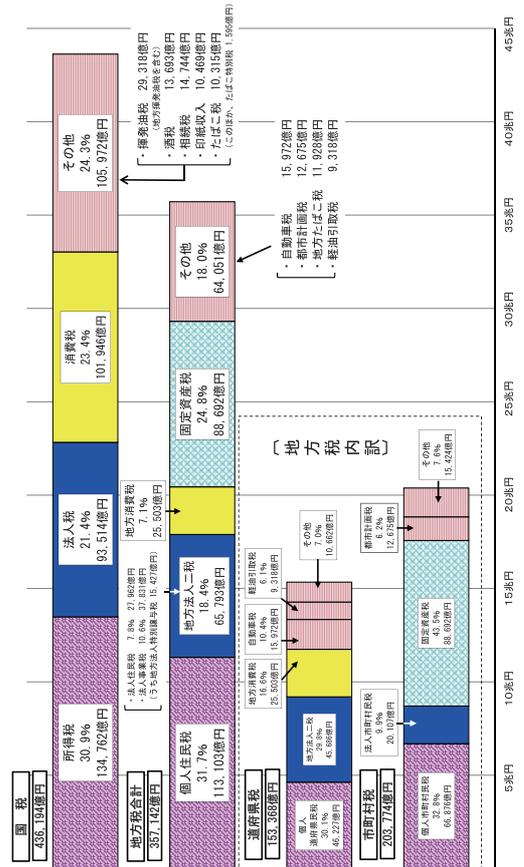
て検討することとした。しかし同制度がない場合、地方消費税の引き上げで人口1人あたり税収は格差が縮小しても不交付団体の財源超過額が拡大するため、同制度を単に廃止し法人事業税に還元できる状況ではないとしている。

## 法人住民税の法人税割

検討会では偏在性の小さい安定した地方税体系構築に向け「地方消費税の充実」か「消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化」あわせて「法人住民税法人税割の地方交付税原資化」を基本とする

こととした。しかし実行へ移すには、地方税と地方交付税原資の関係だけでなく納税者である国民や法人との関わりが生じる。税制改正を実施する場合、社会保障財源として考慮されている▽消費税と地

国税・地方税の税収内訳 (平成23年度決算額)



(注) 1 各項目の割合は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
2 国税は特別会計分を含む。地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。  
3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別税有税を加えた額である。  
4 計数はそれぞれ四捨五入によるもので、計と合致しない場合がある。

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書 (概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

### 【地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について】

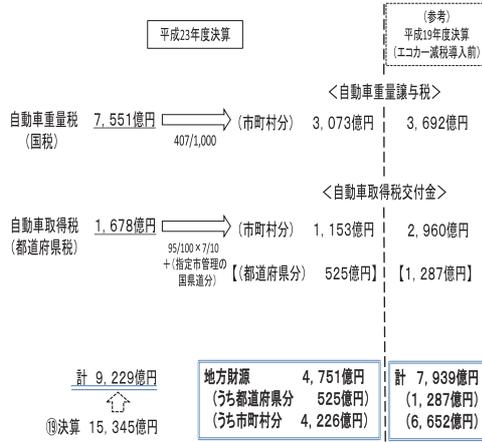
- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいため等から、  
・法人住民税法人税割→道府県分及び市町村分の交付税原資化  
・法人事業税所得割→外形標準課税の拡充(付加価値制の充実等)を目指すべき。

### 【地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について】

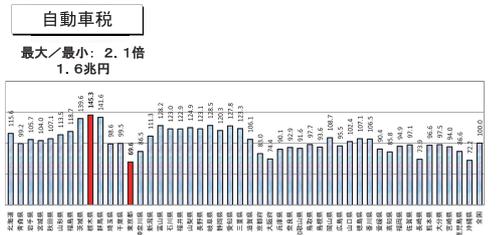
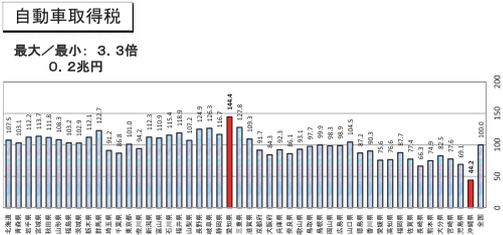
- 地方消費税の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号の規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に還元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

### 自動車取得税・自動車重量税と地方財政

○ 自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半半強(5,000億円)は、地方の財源(特に市町村にとって貴重な安定財源)。



### 人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。  
 (注1) 自動車取得税の税収額は、超過課税分を除いた額である。  
 (注2) 自動車取得税の税収額は、平成21年度改正前の目的税分を含み、超過課税分を除いた額である。  
 (注3) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

### 自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について(概要)

- 自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会(座長:神野直彦(東京大学名誉教授))が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめた。
- 報告書は、政府・与党における検討を促すよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

#### 【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A~案Cの3例、課税の方法について案1~案3の3例の選択肢を提示。
  - ①課税のタイミング
    - 案A:自動車登録期間全体
    - 案B:取得から最初の継続検査までの3年度間
    - 案C:購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施 又は環境性能割を導入
  - ②課税の方法
    - 案1:現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税
    - 案2:現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税
    - 案3:燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとして課税

#### 【その他車体課税における課題(代替税源の確保等)への対応に関する提案】

- 自動車税における官営自格差(現状3倍程度)の適正化
- グッド減税・パッド増税の考え方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化等

#### 【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階では、税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入等

平成25年11月

# 自動車税制の報告書

環境性能に応じた自動車税と軽自動車税への課税について、報告書では▽案AⅡ自動車登録期間全体▽案BⅡ取得から最初の継続検査までの3年度間▽案CⅡ購入時に初年度特例課税を実施または環境性能割を導入の3案を示した。案Aは現在の自動車税と

親和性が高い一方、長期間にわたる課税期間となるため環境インセンティブが薄まきになると指摘。諸外国の例を挙げつつエコカーを普及させるには案Cが望ましいと位置付ける。案Cで課税する場合には英国のように初年度特例課税とする方法のほか、自動車

の仕組みに取り入れる方法として、CO<sub>2</sub>排出量や燃費など数値そのものを導入する方法、排気量や取得価額に補正を組み合わせる方法の2つを例示。2つの方法を用い案1

環境性能を示す指標を課税負担は小さいとしている。

環境性能を示す指標を課税負担は小さいとしている。

## 車体課税のその他課題

「税制抜本改革法第7条第5項」税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を

税の環境性能割として仕組む方法も考えられるが、課税団体のシステムを考慮した場合

税の環境性能割として仕組む方法も考えられるが、課税団体のシステムを考慮した場合

均衡を是正することで相当程度の代替税源を確保できると指摘している。

均衡を是正することで相当程度の代替税源を確保できると指摘している。

から案3を提示した。環境損傷負担金の性格を重視して仕組む場合には案1が相応しいが、同じ燃費であれば低価格

車の負担は重くなり、高級車にはインセンティブが働かない問題を指摘している。

と説いている。約3倍も開きがある自動車税を是正し、代替税源を確保すべきとした。軽自動車税についても価格面や車両重量などで小型車と大きな差異がなくなっていることから見直しを提言した。

講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。「同法同条同項イ」地方法人特別税及び地方法人特別課税について、税制の抜本的な改

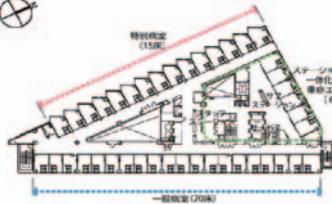
革において偏在性の小さい地方体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

### 全個室病室を実現する建築計画上の課題と解決手法①

課題①  
「患者の状態を把握するのが大変で、看護がしにくいのでは…」

解決法1  
三つのゾーンを形成、特に看護が必要な患者は重症ゾーンで重点看護

解決法2  
三角形の平面形により動線を短縮

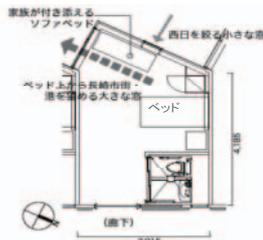


### 特別病室

#### 個室病室のメリット①

・重症な状況においてこそ求められる、患者と家族との親密な空間を形成できる(同室に他の患者がいると気をを使う)

・急性期リハビリの実施

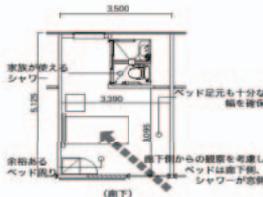


### 一般病室

#### 個室病室のメリット②

・必要な医療的処置を的確に提供できる

・急変時にも病室内で迅速に処置を行える(同室に他の患者がいると困難)



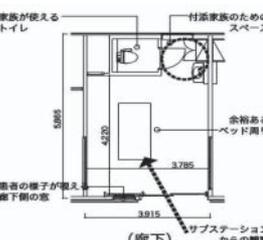
### 重症病室



### 重症病室

#### 個室病室のメリット③

・患者間の感染管理を確実に行える  
・短い在院日数でもベッドコントロールが容易



## 社会環境の変化を見据えた病院建設と運営

Ⅱ 全室全個室の病院が意味するものⅡ



### 荒木信生氏

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長Ⅱ田中修一・町田市議会議員)が11月1日に主催した第9回地域医療政策セミナーの講演要旨を4・5面で紹介する。

長崎県済生会は新病院を建設し全室個室を実現するとともに、療養型の老人病院から急性期型の救急病院へと転換し、経営改善や医療提供体制の向上を図った。済生会病院の性質から、なかなか全室個室に対する理解が得られず、新病院建設には多くの困難が伴ったが、新病院を建設してから患者数も増え収益も大幅に上がり、市民から頼られる病院へと変貌を遂げている。済生会病院は全ての取り扱い患者のうち、無料または診療費の10%以上減免措置を受ける患者が10%以上でならな

ければならない。全室個室化で営利を追求する病院にならないかと懸念する声が多く聞かれたそうだが、個室利用であっても低所得者への減免措置を継続し、済生会病院の使命を果たしている。新病院の建設計画には▽場所性と環境▽技術力・人材確保▽社会環境の変化▽地域貢献/文化度の4つの視点から取り組んだ。全ての視点から共通するキーワードに「全個室病院」を据えており、「場所性と環境」では都会での富裕層向けと異なり地方だからこそスタンダードとして実現できる「全個室病院」を目指した。「社会環境の変化」にはオーダーメイドの時代に相応しく、患者が求める医療をスタンダードとして提供するための「全個室病院」とした。個室化の意義はベッドコントロールがし易い、感染防止に有利、患者急変時に対応がし易いなど。公的病院では全国初で「個室Ⅱ高額」でなく超急性期病院としての「全個室病院」を完成させるため、建築計画上でも各種の工夫を凝らした。患者の状態を把握し易く適切な看護を提供するため、3つのゾーンを形成し特に看護が必要な患者を重症ゾーンで重点看護するようにした。病棟を三角形の平面形にして動線の短縮も図ったほか、開口部を小さくし日射負荷の軽減を図るなど患者への配慮も凝らした。建設用地は狭く変形の敷地だが、敷地に応じた平面形状の採用などを通じ解決を図った。家族が使えるソファベッドやシャワーなどを病室に設置し、利便性の向上も図っている。旧病院時代の平成18年には205億円だった医療収益が、新病院になってからの23年には506億円となっている。



阿波谷敏英氏

高知大学医学部 家庭医療学講座教授

地域医療と自治体病院

医師数は過去から増え続けているものの、地域では医師不足が叫ばれている。全体としての医師数は増えているものの全国的に県庁市周辺へ集中しやすい傾向にあり、医師の高齢化も進捗している。従来であれば大学を中心とした医師の循環機能が発揮されていたが、臨床研修制度の導入により大学を中心とした医師循環システムは瓦解した。阿波谷氏は地域医療の現状を「ウルトラマン型」「アンパンマン型」に分類し解説した。

「地域医療の崩壊」というが、そもそも本当に地域のことを考える医療者を養成してきたのかと阿波谷氏は問題を提起した。若い医師の地方離れが進み、医局による医師派遣システムは瓦解したが、だからといって「元に戻せ」という議論は疑問だと同氏は言う。従来の医局による医師派遣システムは「ウルトラマン型」の地域医療だと同氏は指摘する。遠い星から1人でやってきて一定期間の任務を終えたのち、医局という名の遠

い星へと帰っていく行動様式では、地域のことを考える医療者が育たないと同氏は説く。地域医療で本当に必要な医師は圧倒的な技術を持ったウルトラマンではなく、地域住民と等身大な存在のアンパンマンではないかと提起する。基本的にウルトラマンは増えたためしがなく、登場する機会も怪物が現れたときだけ。「アンパンマン型」の地域医療なら常に身近な存在として住民を支え、しかも正義の味方(=医療者)が増えていく。地域医療の崩壊が叫ばれる現状は、地域の中核病院

に医師が不足していることに由来する。次世代のためを思うなら「教育」を重視し、地域のことを考える医療者を養成すべきだと語った。阿波谷氏が在籍する高知大学では地域医療教育のカリキュラムを用意している。地域の医療機関へ学生を実習に出し現場で学ばせているほか、高知市が保有する「土佐山へき地診療所」の指定管理者となり、地域医療の実地訓練を積み重ねている。高知大学の力リキュラムに組み込まれている「家庭医道場」では県内周辺部の自治体と連携。「地域に赴

き、地域の人々と接し、地域を知る」ことを目的とし、家庭医として必要なコミュニケーション技術、診療技術、医学知識を学ばせている。学生に実施したアンケートでは「『医師がただ居てくれるだけで安心する』という言葉に驚いた」「診療だけが医師、看護師の仕事ではないことがわかった」「マスコミ報道でのマイナスイメージがあったが、地域医療の良いところがたくさん経験できた」と好評で学生の中から将来、地域医療の担い手に名乗りを上げる人物が生まれることだろう。

今日のお話

- 自己紹介
- いわゆる地域医療崩壊
- 地域医療を支える医療人の養成
- 地域医療と自治体病院
- 点から面へ 制度から文化へ

医師数は増えているけど・・・



「ウルトラマン」型 地域医療

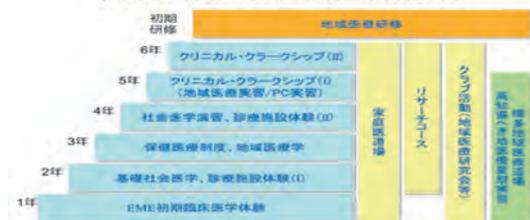
- ・ウルトラマン一人が圧倒的に力がある
- ・科学特捜隊とは話をしない
- ・任期は一年
- ・M78星雲=医局
- ・燃え尽きて帰っていく
- ・なんとなく悲壮感がある

「アンパンマン」型 地域医療

- ・地域住民と等身大
- ・平和なときも、その辺をウロウロしている
- ・大技がないが環境にもやさしい
- ・強力なバックアップ=ジャムおじさん
- ・苦楽を共にするスタッフ=食パンマン、カレーパンマン、メロンパンナちゃん、天丼マン、・・・



高知大学の地域医療教育



議事人事

- ▽議長
- ▽徳岐 町田正一(8・8)
- ▽草津 中島一廣(10・2)
- ▽総社 剣持堅吾(10・2)
- ▽大仙 橋村 誠(10・4)
- ▽柏原 奥山 渉(10・4)
- ▽大洲 向井敏憲(10・4)
- ▽名張 石井 政(10・7)
- ▽本巢 若原敏郎(10・7)
- ▽羽昨 新田義昭(10・8)
- ▽摂津 村上英明(10・8)

- ▽阪南 見本栄次(10・8)
- ▽箕面 内海辰郷(10・9)
- ▽美濃加茂 森 厚夫(10・18)
- ▽長岡京 富岡浩史(10・22)
- ▽三田 美藤和広(10・23)
- ▽川西 吉田 進(10・24)
- ▽草加 新井貞夫(10・25)
- ▽葦崎 清水 一(10・25)
- ▽倉吉 由田 隆(10・25)
- ▽佐賀 黒田利人(10・30)
- ▽加賀 高辻伸行(11・1)
- ▽東近江 河並義一(11・1)

- ▽副議長
- ▽徳岐 鶴瀬和博(8・8)
- ▽草津 藤井三恵子(10・2)
- ▽総社 村木理英(10・2)
- ▽榎野 二見榮一(10・3)
- ▽大仙 富岡喜芳(10・4)
- ▽柏原 岸野友美子(10・4)
- ▽大洲 安川哲生(10・4)
- ▽名張 豊岡千代子(10・7)
- ▽本巢 安藤重夫(10・7)
- ▽羽昨 櫻井英一(10・8)
- ▽摂津 野原 修(10・8)
- ▽阪南 上甲 誠(10・8)

- ▽箕面 中井博幸(10・15)
- ▽美濃加茂 渡邊益己(10・18)
- ▽長岡京 福島和人(10・22)
- ▽三田 福田秀章(10・23)
- ▽川西 北上哲仁(10・24)
- ▽山陽小野田 三浦英統(10・24)
- ▽草加 切敷光雄(10・25)
- ▽葦崎 西野賢一(10・25)
- ▽倉吉 大田 進(10・25)
- ▽佐賀 平原嘉徳(10・30)
- ▽加賀 中谷喜英(11・1)
- ▽東近江 周防清二(11・1)

本会の主要会議日程について

現時点での平成26年8月までにかけた本会主要会議開催予定を掲載する。下掲の予定表では、各委員会や各協議会の開催予定を除いている。この予定表は、あくまでも現時点でのものなので、日時の固まっていない会議、会場の確定していない会議がある点にも留意されたい。個々の関係者には別途、必要に応じ開催案内を送付するほか、日時や会場に変更が生じた場合にも案内を送付する。第61回事務局職員研修会や第9回研究フォーラムin岡山などの募集要項についても、来るべき時期に本会から案内する。

本会主要会議開催予定

月 日	時間	会議・行事名	場 所
12月 5日 (木)	10:00	第4回議会のあり方研究会	
平成26年 1月 20日 (月)	15:00	第5回議会のあり方研究会	
1月 23日 (木)	15:30	正副会長会議 (~24日)	松山市
1月 30日 (木) ~31日 (金)	13:30 10:00	第61回全国市議会事務局職員研修会	砂防会館 (予定)
2月 4日 (火)	11:00 13:00 15:30	平成25年度第3回理事会 第107回代議員会 相談役会議	都市センター7F「706」 都市センター3F「コスモス」 全国都市会館3F「第2会議室」
2月 5日 (水)	10:00 11:30 14:00	第198回部会長会議 第194回理事会 第96回評議員会	全国都市会館 (予定) 全国都市会館 (予定) 都市センター3F「コスモス」
2月 7日 (金)		北方領土返還要求全国大会	日比谷公会堂
4月中	15:30	正副会長会議	甲府市
5月 27日 (火)	11:00 13:30	第199回部会長会議 第195回理事会	全国都市会館 (予定) 全国都市会館 (予定)
5月 28日 (水)	10:30	第90回定期総会	日比谷公会堂
総会翌日又は翌々日	午前中	天皇陛下拝謁 (調整中)	
5月 29日 (木)	時間未定 時間未定	平成26年度第1回理事会 第108回代議員会	都市センター7F「706」 都市センター3F「コスモス」
8月 6日 (水) ~7日 (木)		第9回研究フォーラムin岡山	岡山市:岡山シンフォニーホール

議会人ハンドBOOKシリーズ

市町村議員のための  
わかりやすい地方税

A5判 100頁 定価735円(税込)+送料

市町村議員のための  
わかりやすい地方交付税

A5判 96頁 定価735円(税込)+送料

市町村議員のための  
わかりやすい地方債

A5判 96頁 定価735円(税込)+送料

前 総務省自治財政局地方債課長 満田 誉 著

月刊「地方議会人」別冊



体裁 A5判 210頁  
定価 2100円(税込)+送料

市町村アカデミー客員教授 大塚 康男 著

本会が共同編集



議員活動に  
ぜひお役立てください

体裁 A4判 68頁  
定価 730円(送料・税込)  
年間購読料 8,760円

ご注文・問い合わせは  
直接TEL 03-3264-2520 又はFAX 03-3264-2867  
URL <http://www2.odn.ne.jp/chuoubunkasha/>

株式会社  
中央文化社